

令和 3 年度

事 業 計 画  
収 支 予 算 書

社会福祉法人 岩手県身体障害者福祉協会



社会福祉  
法人 岩手県身体障害者福祉協会

## 事 業 計 画



# 令和3年度　社会福祉法人岩手県身体障害者福祉協会 法人本部事業計画

## I. 基本方針

障害に対する社会の理解が高まっている今、共生社会の実現に向け地域の特性を生かした、格差のない地域環境づくりが課題となっています。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により事業計画どおり実施することができず中止又は延期になりました。

また、昨年は東京オリンピック・パラリンピックの開催が延期となり、本年開催されるとともに、「障害者権利条約」の基準に照らして、各国の法律等が審査される年であります。

東京オリンピック・パラリンピックを契機に、国内では「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が決定され、全国で「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」が進められています。この行動計画でいう「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方をもっている全ての人々が、相互に理解を深めコミュニケーションをとり支え合うことです。「私たちのことは私たち抜きに決めないで」これは障害者権利条約をめぐって使われた言葉ですが、私たち自身の活動の重要性を言い表しています。この考え方をしっかりと持ち、東京オリンピックのレガシーとして2021年以降に継承させ、互いにつながり支え合う社会文化が定着するよう、日本身体障害者団体連合会と一緒に取り組んでいくこととしております。

現在、障がい者団体は会員の高齢化等により減少し組織の維持が年々難しくなっています。個人情報保護法の運用により新規に手帳の交付を受けた方々の情報が閉ざされていることが大きな要因です。

一方では、2006（平成18年）年12月、障害者権利条約が国連でつくられました。障害者のために新しい権利をつくった条約ではなく、障害者が社会の一員として尊厳をもって生活することを目的にしています。その後、県では2011（平成23年）年7月に「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県条例」が施行及び2016（平成28年）年に「障害者差別解消法」が施行され、「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の不提供」が禁止されました。障がい者を取り巻く環境は大きく前進していることも現実です。

国民・県民の理解度も昭和の時代に比較するまでもなく進んでいると感じるのは私たちだけではないと思います。組織がなくとも、社会のなかで自立して生活をしていくことが可能な時代となってきていることも、事実として受けとめることも大切です。

多くの先輩たちの献身的な努力と、それを支えていただいている多くの関係者のご指導の賜物です。

しかし、現実に今でも様々な要因で各種事業に参加できない仲間や自立した生

活が難しい障がい者が、現存していることも事実です。

私たちは、障がい者団体があればこそ多くの課題解決をしてきたことに誇りを持ち今後に繋いでいく活動をする必要があります。

また、協会の運営資金の一つとして、賛助会員制度の見直しが市町村協会に浸透されていない状況です。毎年、市町村協会の協力のもと「岩手県身体障がい者福祉大会」を開催しておりますが、開催地の協会は開催にあたり市町村・福祉団体・企業等のご理解を得て賛助金等を収入としています。

この取り組みを新しい賛助会員制度の運用とし、一つの目標のもとに運動を開していくこととします。

一方、「岩手ワークショップ」施設の運営は、障がい者の望む生活基盤の構築のためにも、安定的に向上が図られていますが、一層の努力をしていくこととします。

## II. 運営の重点目標

1 当協会が運営している、指定障害者支援施設「岩手ワークショップ」は、利用者の方々が安心して日常生活が送れる施設として常に整備して行かなければなりません。

施設を建築し34年が経過していることから、社会福祉事業者として施設整備を早急に検討していく必要になってきています。

当面の「充実計画策定」に併せ、今後5年を目途に整備計画を作成していくこととします。

2 市町村協会・支部の「活動支援」の取組

- (1) 現在の市町村協会の人口別負担金制度は維持しながらも、組織維持に重点を置き一時的に軽減措置も検討します。
- (2) 日本身体障害者団体連合会収益事業所等の福祉事業収益事業に対して積極的に協力し、自主事業の実施に役立てます。
- (3) JRジパング倶楽部特別会員に対して各市町村協会の加入促進を行います。

3 身体障害者相談員の制度充実

- (1) 身体障害者相談員の制度未実施自治体へ、制度導入について県協会と市町村協会が連携して運動していきます。
- (2) 身体障害者相談員の定員確保について各市町村に対して要請していきます。
- (3) 各市町村に対して以下の事項を要請していきます。
  - ・身体障害者相談員の委託者は各市町村協会の推薦者とすること。
  - ・委託された身体障害者相談員は市町村の広報等で周知すること。
  - ・身体障害者相談員への委託費の保障。
- (4) 身体障害者相談員への活動支援と各種研修会の企画・実施を積極的に行います。
- (5) 各市町村が相談業務実施場所の確保について推進します。

- (6) 障がい者 110 番事業との連携を強化していきます。
- (7) 市町村協会の役員は、身体障害者相談員を兼務することを推奨していきます。
- (8) その他各市町村協会の必要事項については、県本部と協議のうえ要請活動を行います。

#### 4 身体障害者の社会参加推進の役割とスポーツ推進

- (1) 岩手県障がい者スポーツ協会と連携し、地域におけるスポーツ参加の環境整備に取り組み、各会員へ積極的な情報提供を行います。
- (2) 障がい者スポーツ指導員養成講習会への積極的な参加を促します。
- (3) 岩手県障がい者スポーツ大会への参加促進を各自治体と連携協力により取り組み、各市町村協会の組織強化につなげます。

#### 5 ホームページ及び機関紙の充実

ホームページ及び機関紙「身障いわて（年4回発行）」を通し、県協会の活動状況の発信にとどまらず、自身連等の障害関連の動き、新型コロナウイルス感染関連等について遅滞なく情報を提供していきます。ホームページにおいては、県障がい者社会参加推進センター構成員相互の情報収集が図れるよう充実に努めます。

#### 6 各障害当事者団体との連携強化を図る取り組み。

「障害者差別解消法」と「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の定着を推進するため、「合理的配慮」の拡大を図るため運動を推進します。

#### 7 災害対応

東日本大震災を教訓に「災害対応てびき」を編集し、「SOSカード」の利用も呼びかけていますが、必ずしも定着していないのが現状です。災害時要援護者制度の充実を図るためにも、障がい当事者自身も支援が必要であるほど、自助努力が大切です。

また、障害や疾患などがあることが外見からは分からない人が、支援や配慮が必要としていることを周囲にしらせることで、支援を得やすくなるような「ヘルプマーク」を普及していきます。

#### 8 会員拡大の取組

県協会では障害者団体への加入促進パンフレットを共通仕様で作成し、市町村の福祉担当窓口に置くことを推進していますが、更に社会福祉協議会や各障害者福祉施設や支援団体、支援学校等及びJRジバング倶楽部特別会員の申請者にも要請していく活動を推進します。

#### 9 賛助会員の拡大目標と自主財源確保の取組

市町村協会と協議のうえ、目標の共有化を図り取り組んでいきます。

#### 10 書き損じ・未使用官製ハガキ回収の取組

ハガキ回収事業により、障がいをお持ちの方々が自然の中でスポーツやレクリエーションを通して交流を図るため使用する用具の購入・整備又は文化活動の

事業等に活用いたします。

### III 事業の内容

#### 1 一般事業

##### (1) 法人運営・管理

- ① 理事会 (定例 3回)
- ② 評議員会 (定例 2回)
- ③ 監事監査 (定例 2回)
- ④ 専門委員会 (随時 開催)

##### (2) 機関誌発行 4回

- (3) 第62回岩手県身体障がい者福祉大会釜石大会の開催 (昨年度延期中止のため)
- (4) 日本身体障害者団体連絡協議会機関紙・情報資料の提供配付、市町村協会ごとの連絡網の点検
- (5) 市町村身障協会の諸事業・行事への協力・支援
- (6) 各障害当事者団体・支援団体の各種事業、行事への協力・支援
- (7) 地域における障害理解「心のバリアフリー啓発プログラム研修」実践について

『心のバリアフリーについて学ぼう』ワークショップ体験模擬シナリオ  
県北支部及び一関支部 2か所予定

- (8) 県主催の各事業・研修会への積極的参加
- (9) 3・11東日本大震災津波被災から復興10年となるイベント開催  
グランド・ゴルフ交流大会《3・11東日本大震災津波被災復興10年》

① 日 時：令和3年10月予定

② 会 場：大船渡市・大船渡市社会福祉協議会・大船渡市身体障がい者協会

#### 2 岩手県委託事業

##### (1) 岩手県との連携を図り各種事業を推進します。

- ① 岩手県障がい者社会参加推進センター設置運営事業
- ② 岩手県障がい者110番相談室の運営、虐待相談受付
  - ・障がい者及びその家族の相談に対応
  - ・電話での相談
  - ・弁護士による法律・人権相談開催 (月1回)
  - ・障がい者110番相談室巡回相談及び講演会の開催 (年3回予定)
  - ・虐待に関する相談の受付

##### (2) 域生活支援事業 (生活訓練事業)

- ① オストメイト社会適応訓練事業 (主管・オストミー協会岩手県支部)  
人工肛門、人工膀胱増設者 (オストメイト) がストマ用装具の使用方法等について正しい知識を学ぶ講習会や社会生活を送るうえでの相談、社会復帰を支援する事業等を、日本オストミー協会岩手県支部に委託実施する。

② 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業（主管・岩手喉友会）  
咽喉の摘出により音声機能を喪失した者に対しての発声訓練（人工喉頭訓練）や、発声訓練に携わる指導者の養成事業を、岩手喉友会に委託実施する。

### 3 関係機関・団体主催会議への出席

- (1) 令和3年度日本身体障害者福祉大会東京大会への参加
  - ・期日：5月下旬～6月初旬の1日間または1.5日間
  - ・会場：都内あるいは近県
- (2) 日本身体障害者団体連合会 評議員会への出席
- (3) 東北・北海道ブロック身体障害者相談員連絡協議会理事会
  - ・期日：未定
  - ・会場：宮城県仙台市予定
- (4) 東北・北海道ブロック身体障害者団体連絡会団体長等会議への出席（6月）
  - ・期日：未定
  - ・会場：宮城県内予定
- (5) 第27回東北・北海道ブロック身体障害者相談員研修会への参加  
(開催地・青森県八戸市)
  - ・期日：令和3年11月予定
  - ・会場：青森県八戸市「グランドサンピア八戸」
- (6) その他 関係機関・団体主催会議等への出席

### 4 収益事業の運営

レストラン雲の信号、障がい者作業所等売店（昼時間）、自動販売機の運営管理等

### 5 公益事業の運営

「生命の詩基金」<sup>いのち</sup> 祝い制度：結婚祝い金、スポーツ振興補助金、文化芸術振興補助金申請の事務局担当

### 6 岩手県身体障害者相談員連絡協議会事務局担当

東北・北海道ブロック相談員研修会等への参加案内

「岩手県身体障害者相談員連絡協議会・理事会・総会・研修会」の開催他

### 7 障がい者福祉関係事務等

- (1) JRジパング倶楽部特別会員への加入促進、事務手続き（日身連経由）
- (2) 「カタログ物品販売収益事業」（日身連 収益事業 仙台事業所経由）

## 令和3年度事業実施計画一覧表

	事業名	開催時期	開催場所
1	東北・北海道ブロック身体障害者相談員連絡協議会理事会	4月22日(木)	オンライン会議
2	岩手県障がい者社会参加推進協議会	5月13日(木)	ふれあいランド岩手
3	生命の詩基金運営委員会	5月17日(月)	ふれあいランド岩手
4	第1回監事監査	5月26日(水)	岩手ワークショップ
5	第66回日本身体障害者福祉大会(東京大会)	6月28日(月)	オンライン会議
6	第1回理事会	6月4日(金)	ふれあいランド岩手
7	ふれあいランド岩手団体交流室協議会 総会	6月11日(金)	ふれあいランド岩手
8	評議員選任・解任委員会	6月16日(水)	ふれあいランド岩手
9	第1回評議員会・第2回理事会	6月21日(月)	ふれあいランド岩手
10	岩手県身体障害者相談員連絡協議会 理事会及び総会	6月22日(火)	ふれあいランド岩手
11	第23回療育キャンプ	9月4日(土)～5日(日)	八幡平市 「いこいの村岩手」
12	ふれあいパークゴルフ交流会	9月28日(火)	洋野町： おおのパークゴルフ場
13	第62回岩手県身体障がい者福祉大会 釜石大会	変更：10月20日(水)	釜石市 「釜石市民ホール」
14	3.11東日本大震災復興10年イベント開催 グラウンドゴルフ交流大会	10月予定	大船渡市予定
15	第16回岩手県障がい者ふれあい演芸交流大会:変更	10月31日(日)～ 11月1日(月)	金ヶ崎町「みどりの郷」
16	料理教室	11月5日(金)	水沢地区センター
17	第2回監事監査	11月10日(水)	岩手ワークショップ
18	第27回東北・北海道ブロック身体障害者相談員連絡協議会 研修会	11月11日(木)	八戸市 グランドサンピア八戸
19	第3回理事会	11月19日(金)	ふれあいランド岩手
20	市町村身体障害者団体役員・事務局担当者研修会及び 市町村身体障害者相談員連絡協議会研修会	2月下旬	ふれあいランド岩手
21	第4回理事会	3月初旬	ふれあいランド岩手
22	第2回評議員会	3月中旬	ふれあいランド岩手
23	弁護士による法律・人権相談	毎月・1回	ふれあいランド岩手
24	障がい者110番相談	電話・来所での相談	ふれあいランド岩手
25	障がい者110番相談 巡回相談及び講演会	令和3年11月～ 令和4年2月	未 定
26	障がい者110番相談 巡回相談及び講演会	令和3年11月～ 令和4年2月	未 定
27	障がい者110番相談 巡回相談及び講演会	令和3年11月～ 令和4年2月	未 定

注1. 開催日、開催地については都合により、変更になる場合があります。

注2. 新型コロナウイルス感染症の発症と感染拡大予防等から全国・東北・県大会、研修会及び会議等が延期・中止となっております。

注3. 上記の他に、必要に応じて研修会、会議等を開催することがあります。

令和 3 年度

指定障害者支援施設・指定特定相談支援事業所

岩手ワークショップ

運営方針

事業計画

# 岩手ワークショップ

## 基本理念

- 『利用者の尊厳を守ります』
- 『利用者の意思を尊重します』
- 『地域福祉に貢献します』

岩手ワークショップは、利用者ひとりひとりのニーズを的確にとらえ、利用者本位の支援を基本とし、健康で安心した生活をおくれるように努めます。また、地域福祉の一員として貢献できるよう、常に質の高いサービスの向上に努めます。

## 職員行動規範

職員は、利用者の支援者であることを自覚し、いかなることがあっても差別せず、利用者の人格、尊厳を尊重、擁護し、常に利用者の視点に立って事を進め、その持てる可能性を伸ばす事を基本として支援に当たるものとする。

### 1. 職員の基本的態度

- ・利用者へのあいさつや声かけを忘れず、利用者に対し、年齢に応じた呼び方をし、決して呼び捨てにしない。
- ・利用者の意思・固性を尊重し、本人の立場に立った支援を行う。
- ・利用者に対して命令的な口調、乱暴な言葉、大声で叱責したりするなどの威圧的な態度をとらない。
- ・利用者の人格を傷つけ、否定するような態度、言動をとらない。
- ・利用者が安全・安心して過ごすことができるよう環境を整えるとともに、目配り・気配りを怠らないようにする。
- ・苦情に対して誠実に受け止め、誠意をもって解決に当たる。
- ・職員に非がある場合は率直に謝罪する。
- ・健康管理を怠らず、体調を整えて仕事に臨む。
- ・化粧品・整髪料・煙草の匂い等には十分気をつける。
- ・職員間の連絡・連携は密に行い、他の職員への批判・非難は行わない。
- ・常に向上心を持ち、自己研鑽に努め、質の高いサービス提供に努める。

### 2. 利用者のプライバシーの保護

- ・利用者及び家族等に関する、職務上知り得た個人情報を他に漏らしたり、むやみに使用したりしない。  
また、その職を退いた後も同様とする。
- ・利用者のプライバシーに関する話を、他の利用者の前でしない。

### 3. 利用者への体罰（拘束、暴言、暴力、無視、放置等）の禁止

- ・殴る、蹴る等の行為、その他故意に怪我をさせるような暴力行為を行わない。
- ・強制的な命令や行為、言葉の暴力または軽蔑や無視などの精神的苦痛を与える行為を行わない。
- ・自傷や他害等の危険回避のための行動上の制限については、本人・家族への明確な説明を行う。
- ・他の職員等の体罰行動を見て見ぬふりをしない。

### 4. 利用者への強要、強制の禁止

- ・個別支援計画をたてるときは、利用者の意向を十分にくみ、意見を尊重して進める。
- ・利用者の生命や健康を守るためにやむを得ない場合を除いて、本人の嫌がることを強要しない。
- ・利用者と対等な立場で、その声をよく聴き、必要以上の指示等は行わない。

# 指定障害者支援施設・指定特定相談支援事業所 岩手ワークショップ

## 運営方針

昨年度中は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設内行事はもとより職員の研修等が中止となり、ストレスを抱える利用者さんが多くなつたことから、感染状況の情報を集め予防対策を実施しながら施設で対応できる支援を実施してまいります。また、職員の資質向上のため実施可能であれば、他施設の見学等を行うなどして広い視野で様々な取り組みができるよう、職員全体でサービスの質の向上の為努力をしていきます。

施設の建物や設備において、建物の補修や老朽化する備品が目に付くようになってきましたので、点検整備に取り組むと共に施設利用者の状況に合わせた支援を行える環境づくりや、施設運営基盤の確立を図るよう中長期計画を立てる取り組みを進めてまいります。

「指定特定相談支援事業所岩手ワークショップ」において、障害のある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障がいのある方にとって身近な相談事業所として運営していきます。しかし、今後の事業運営については事業所だけで解決できる問題ではなく、盛岡広域圏での福祉サービス事業者の動向が大きく影響することから、関係機関等への意見交換や見直し・情報収集などに努めていくこととします。

障害者を取り巻く環境や社会情勢、経済情勢は、大変厳しい状況が依然としてありますが、下記の重点目標の実現に向け一層の努力をしてまいります。

## 重 点 目 標

### 1 施設設備の点検整備と施設運営の安定的基盤の確立

施設設備の点検を行い、設備や備品の修繕や更新・整備をし、安全で安心した生活ができるように努めます。また、各サービス事業の利用者の利用率の向上を目指し、関係機関と連携のもと努めてまいります。

### 2 障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者虐待防止法への対応と苦情解決の対応

障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者虐待防止法の趣旨内容を理解し、利用者へのサービスに支障のないよう支援に努めると共に、苦情解決における苦情を施設改善の機会ととらえ利用者の苦情を真摯に受け止め、円満な解決を図るよう努めてまいります。

### 3 利用者の生活の取り組み

施設は生活の場であることから利用者に適した安全なサービスを提供し、生活の場として快適で安らぎのある環境を整え、健康増進意欲を養うよう努めます。また、災害に備え自衛消防隊及び地域防災協力隊との連携を深めながら消防署の指導に基づき避難訓練を行い人命保護に万全を期します。

### 4 職員の資質向上と適正な個別支援計画に基づく支援

職員は、障害者総合支援法の基本的な視点に立ち、施設の基本理念・職員行動規範に沿うよう行動し、施設内外の研修等で自己研鑽と資質の向上に努めます。また、盛岡市をはじめ関係市町村の指導を受けながら相談支援事業所から提示されたサービス利用計画を基に、利用者個々に合わせた個別支援計画を適正に作成するように努めます。さらに、利用者の預り金については、適正な管理を行うように努めます。

### 5 相談支援事業所の円滑な運営

「指定特定相談支援事業所岩手ワークショップ」において障害福祉サービスの円滑な申請ができるようサービス等利用計画の作成やモニタリングなど障がいのある方にとって身近な相談支援事業所として運営していくように努めます。

# 指定障害者支援施設 岩手ワークショップ事業計画

## 1. 事業の目的

この施設は、障害者総合支援法に基づいて運営している指定障害者支援施設であり、雇用されることの困難な障害者が入所又は通所利用をし、必要な訓練を行い自立して、社会経済活動へ参加することを目的としています。

## 2. 基本原則

- (1) 利用者の処遇にあっては、まずその人の人格を尊重すること。
- (2) 支援職員は専門的知識や技術等を利用者に対して効果的に助言支援すること。
- (3) 施設は利用者に対して、快適な環境の中で訓練し自立自活の生活ができるよう努める。

## 3. 日 課

この施設は、集団的作業と基礎的生活習慣の確立のため、日課を定めこれを励行する。

## 4. 利用対象者

- (1) 身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいう。）
- (2) 知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。）
- (3) 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号 第5条に規定する精神障害者のうち18歳以上である者をいう。）

## 5. 定 員

生活介護事業40名 就労継続支援B型事業20名 施設入所支援40名

## 6. 生活介護事業

利用者の自立生活への支援として、それぞれの地域社会で生活できるための支援を行う。

- (1) 施設は利用者の権利を擁護し、利用者からの相談に対して適切に助言支援する。
- (2) 利用者からの苦情に対して適切な解決に努め、福祉サービスの充実を図る。
- (3) 利用者自身の教養の向上と社会への適応性を助長するため情報の収集や自己学習に目を向けるよう促す。
- (4) 室長との会合で提起された問題や要望等も含めて、施設と協議のうえ改善を図る。
- (5) 利用者の心情をより豊かにするために、スポーツ大会等社会参加と、各種行事へ

の参加を奨める。

- (6) レクリエーションとして社会見学を実施し、見聞を広めるとともに社会適応力を高める。
- (7) 施設は父兄会総会において施設状況の説明と情報交換を行うと共に機関紙「ワーク通信」を発行して理解を深める。
- (8) 地方自治体や地域社会福祉協議会等との連携を深め、ボランティア活動にも関心を持ち、地域福祉の向上に努める。

## 7. 就労継続支援B型事業

### [作業支援]

自立更生に不可欠であることから、利用者が持つ障害を考慮して支援する。

- (1) 利用者個別の特性を考慮し、仕事に対する動機づけ、職業知識、技能の向上を図り、設備機器、治工具の改良と工夫により作業の効率化を図ると共に生産性の向上に努める。
- (2) 得意先企業からの受注状況の動向に注視すると共に企業に納品する製品の品質に指示通り製品化されているかを確認することに努める。

### [生産体制の合理化]

受注と生産の均衡を図りながら、人員配置を常時点検し、生産効率の向上に努める。

- (1) 製品別の原価を把握するため、工数計算を行うとともに作業工程を通じて原価管理及び資材管理の確立を図る。
- (2) 加工品の品質の均一化を図るため、工程ごとにチェックポイントを定め点検を行い品質管理に万全を期す。
- (3) 工程ごとに標準作業量を設定し作業内容の改善を図る。
- (4) 職員及び利用者との意思の疎通を図るとともに、経営参加意識の高揚に努める。
- (5) 受注品の納品期限内生産目標を達成するため、作業指示を徹底し、効率化を図って安定受注に努める。

### [作業工賃]

個々の作業能力に応じた適正な評価のうえ作業工賃を支給する。

- (1) 作業収入から原材料、光熱水費、消耗品その他必要な経費を差引いた金額を工賃として利用者に支払う。
- (2) 工賃は、年間予算を基準とし、かつ、別に定める作業工賃支払規程により算出した額を支払う。

## 8. 健康管理

障害の重度化、高齢化する利用者及び職員については、盛岡市保健所や嘱託医師の指導を受けて健康維持増進に努める。

### [利用者]

(1) 嘱託医による内科診察	年 2回
(2) 体重測定	月 1回 他適宜測定
(3) 血圧測定	月 1回 他適宜測定
(4) 腸内病原菌検査	年 1回 調理員毎月 1回
(5) 健康相談	隨時
(6) 治 療	毎日
(7) 通院治療	必要な都度
(8) 薬剤受領	必要な都度
(9) 利用者健康診断	年 1回 (全員、協力病院で実施)
(10) 歯科検診	年 1回
(11) 生活習慣病検診	45歳以上の利用者を対象に実施 (盛岡市の希望者)。
(12) インフルエンザ予防接種	年 1回

### [職 員]

(1) 職員健康診断	年 1回 全員・夜勤者年 2回
(2) インフルエンザ予防接種	年 1回

## 9. 衛生管理

利用者に対しては基本的生活習慣と衛生観念を深める。

- (1) 利用者の被服及び寝具は、常に清潔を確保する。
- (2) 利用者の居室は整理整頓を厳守する。
- (3) 入浴は週 2回・適宜清拭等行い、清潔保持に配慮する。

## 10. 給 食

給食は利用者の楽しみのひとつであることから、嗜好を尊重し、給食を行う。

- (1) 栄養士の作成した献立により、必要なカロリー及び蛋白質等バランスのとれた給食とする。
- (2) 年 4 回給食会議を開き、利用者の意見等をとりあげ、給食に反映させる。
- (3) 嗜好調査は年 2 回行い、その結果に基づいてバランスのとれた献立表作成に努める。
- (4) 月 1 回の誕生会メニュー、複数献立や冬期間の鍋物の日、行事食等を行い、より家庭的な献立となるよう努める。
- (5) 調理員は、常に身体の清潔に留意する。
- (6) 冷蔵庫、食品庫は、常に清潔を保ち整理整頓に努める。
- (7) 調理技術の向上を図るため、積極的に講習会や研修会に参加する。

## **11. 安全衛生及び災害防止**

施設における安全衛生は、作業環境の整備と危険箇所の点検を実施して、怪我や事故を未然に防止する。また防災設備の定期点検によって火災の火元にならないよう常に注意する。

- (1) 各作業場において機器の点検と資材の整理整頓に配慮する。
- (2) 施設の安全衛生は年間計画に基づいて実施するが、一部清掃業者の委託により実施する。全体ワックスがけを行う他は、職員による清掃をして、建物並びにその周辺の安全衛生管理に努める。
- (3) 喫煙場所を指定し、灰皿使用後の処理に注意し火災防止と安全衛生に努める。
- (4) 年間計画によって消防署と連携のうえ、避難訓練や消火訓練等の防災訓練を実施し防災に対する意識を高める。
- (5) 防災講習会や防火協会等が実施する研修会には積極的に参加して、訓練実施の際に役立てる。
- (6) 車の始業点検を初めとする車輌の安全点検及び安全運行に努める。

## **12. 職員の研修**

職員の資質の向上と指導能力を高めるため、福祉を広く理解し積極的にボランティア活動を奨め、また、県社協主催の研究協議会、東北地区など、全国主催の各種研修への参加、社会福祉士等資格取得のための研修に参加するとともに職場研修を実施する。

**年間行事計画**

月別	庶務	健康管理	生活介護	全衛生	就労継続支援B型	職員研修
4 辞令交付式 決算整理	給食会議	環境整備指導 春季節行事 寝具交換	機械設備点検 使用機器の操作指導 自動ドア保守点検	東北地区社会就労センター 協議会総会 障害者施設部会総会		
5 法人監査	職員健康診断 生活習慣病検診 利用者健康診断	春季節行事 居室清掃 寝具交換	消防設備点検 避難訓練	品質管理強調月間		
6 労働保険等届出 社会保険算定基礎届	職員健康診断 生活習慣病検診 利用者健康診断 歯科検診	岩手県障害者スポーツ大会 父兄会総会 居室清掃 寝具交換	大掃除	岩手県障害者スポーツ大会 父兄会総会	社会福祉施設経営協議会	
7 補正予算編成	給食会議	夏季節行事 課外行事 居室清掃		課外行事	障害者相談支援従事者初任者研修 障害者相談支援事業者現認者研修	
8 適宜利用者希望者 成人検診	嗜好調査	盛岡市障害者スポーツ大会 夏季節行事		盛岡市障害者スポーツ大会	東北地区社会就労センター 職員研修会 ジャグラ岩手支部通常総会	
9 法人監査(中間決算)	給食会議	施設まつり	屋内消火栓点検 建築物定期検査(3年ごと) 避難訓練 消火器使用訓練	施設まつり 求職者面接会	福祉職員生涯研修 (新任)	
10 仕事納め 年末調整	運動会	秋季節行事	大掃除	運動会	全国社会就労センター職員研修会 安全運転管理責任者研修会 サービス地区社会就労センター 協議会職員研修会	
11 仕事始め 補正予算及び新年度予算編成	給食会議	秋季節行事	消防設備点検 自動ドア保守点検 落葉掃除	品質・管理強調月間		
12 2	クリスマス忘年会	冬季節行事	防災教育ビデオ	クリスマス忘年会		
13 3	新年食事会	冬季節行事	新年食事会	新年食事会		
14 嘱託医診察前期(7・8・9月) 後期(1・2・3月)	購入価格調査				岩手県社会協同地域生活支援セミナー 岩手県身体障害者相談員研修会 全国社会就労センター長研修会 健保委員年金委員事務研修会	
15 全体会議 全体朝礼	調理員腸内細菌検査(毎月) 複数献立(毎月)	社会参加促進、衛生指導 ADLに関する全体会議 サークル担当者会議	電気配線、自家発電点検 (年6回)	朝礼 工賃会議 工賃評議会 ラジオ体操		
16 血圧測定毎月1回 体重測定毎月1回	誕生会 部屋別メニュー(毎月)	エレベーター保守点検 (年6回)				

# 指定特定相談支援事業所 岩手ワークショップ事業計画

## 1. 事業の目的

利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき基本相談支援及び計画相談支援を適切に提供することを目的としています。

## 2. 基本原則

- (1) 障害者等からの相談支援にあたってはその人の人格を尊重し、希望する生活や自立した日常生活が営むことができるよう努めます。
- (2) 相談支援専門員は専門的知識やケアマネジメントの技法を活用し、総合的な支援に努めます。
- (3) 障害者等の意向を尊重し、最も適切な福祉サービス等の組み合わせや開発に努めます。

## 3. 利用対象者

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者

## 4. 相談支援

### (1) 基本相談支援

障害者やその家族又、障害者を介護している者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等のほか、必要な便宜を供与します。

### (2) 計画相談支援

障害者が障害福祉サービスを利用する際に、市町村及び福祉サービス事業所等と連絡調整を行い必要に応じてサービス等利用計画の見直し、各福祉サービス事業者と会議・連絡調整を行います。サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。



社会福祉  
法 人

岩手県身体障害者福祉協会

指定障害者支援施設・指定特定相談支援事業所

岩 手 ワ ー ク シ ョ ッ プ

収 支 予 算 書

## 社会福祉法人岩手県身体障害者福祉協会会計区分一覧

事業区分	拠点区分	サービス区分
社会福祉事業	法人本部	法人本部事業
	岩手ワークショップ	入所支援事業
		生活介護事業
		就労継続支援B型事業
		相談支援事業
公益事業	岩手県身体障害者福祉協会	社会参加推進事業
		受託事業
		生命の詩基金事業
収益事業	岩手県身体障害者福祉協会	食堂・売店・自販機設置運営事業

# 令和3年度法人本部拠点区分資金収支予算書

単価：円

勘定科目		予 算 額	前年度予算	差引増減額
収入	分担金収入	1,535,000	1,535,000	
	分担金収入	1,535,000	1,535,000	
	寄附金収入	300,000	300,000	
	経常経費寄附金収入	300,000	300,000	
	経常経費補助金収入	300,000	300,000	
	補助金事業収入	300,000	300,000	
	岩手県福祉基金補助金事業	300,000	300,000	
	受取利息配当金収入	215,000	215,000	
	受取利息配当金収入	215,000	215,000	
	その他の収入	150,000	150,000	
事業活動による収支	雑収入	150,000	150,000	
	事業活動収入計(1)	2,500,000	2,500,000	0
事業活動による支 出	人件費支出	5,750,000	4,000,000	1,750,000
	職員給料支出	950,000	300,000	650,000
	職員俸給支出	500,000		500,000
	職員諸手当支出	450,000	300,000	150,000
	非常勤職員給与支出	4,000,000	3,000,000	1,000,000
	法定福利費支出	800,000	700,000	100,000
	事業費支出	680,000	980,000	△ 300,000
	車輌費支出		200,000	△ 200,000
	組織育成費支出	30,000	30,000	
	大会・行事費支出	650,000	750,000	△ 100,000
	岩手県福祉大会	450,000	450,000	
	全国福祉大会	200,000	300,000	△ 100,000
	事務費支出	3,446,000	3,576,000	△ 130,000
	福利厚生費支出	90,000	90,000	
	旅費交通費支出	1,000,000	1,000,000	
	研修研究費支出	120,000	120,000	
	事務消耗品費支出	250,000	250,000	
	印刷製本費支出	250,000	250,000	
	水道光熱費支出	100,000	100,000	
施設整備等による収支	修繕費支出	50,000	50,000	
	通信運搬費支出	250,000	250,000	
	会議費支出	40,000	40,000	
	広報費支出	200,000	200,000	
	業務委託費支出	250,000	250,000	
	保険料支出		90,000	△ 90,000
	賃借料支出	400,000	400,000	
	租税公課支出	50,000	90,000	△ 40,000
	諸会費支出	246,000	246,000	
	雑支出	150,000	150,000	
事業活動支出計(2)		9,876,000	8,556,000	1,320,000
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		△ 7,376,000	△ 6,056,000	△ 1,320,000
施設整備等による収支	収入			
	施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出			
	施設整備等支出計(5)	0	0	0
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		0	0	0

単価：円

勘定科目		予 算 額	前年度予算	差引増減額
その他の活動による収支	事業区分間繰入金収入	1,800,000	1,800,000	
	事業区分間繰入金収入	1,800,000	1,800,000	
	拠点区分間繰入金収入	2,600,000	2,600,000	
	拠点区分間繰入金収入	2,600,000	2,600,000	
	その他の活動収入計(7)	4,400,000	4,400,000	0
	積立資産支出	70,000	60,000	10,000
	退職給付引当資産支出	70,000	60,000	10,000
支出	その他の活動支出計(8)	70,000	60,000	10,000
	その他の活動資金收支差額(9)=(7)-(8)	4,330,000	4,340,000	△ 10,000
予備費支出（10）		100,000	100,000	0
予備費支出		100,000	100,000	0
予備費振替		0	0	0
当期資金收支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△ 3,146,000	△ 1,816,000	△ 1,330,000

前期末支払資金残高(12)	18,715,685	19,011,117	△ 295,432
当期末支払資金残高(11)+(12)	15,569,685	17,195,117	△ 1,625,432

# 令和3年度岩手ワークショップ拠点区分資金収支予算書

単位：円

勘定科目		予 算 額	前年度予算	差引増減額
事業活動による 収入	寄附金収入		40,000	△ 40,000
	経常経費寄附金収入		40,000	△ 40,000
	就労支援事業収入	27,700,000	28,880,000	△ 1,180,000
	印刷事業収入	27,000,000	27,830,000	△ 830,000
	課税売上分	27,000,000	27,830,000	△ 830,000
	部品組立事業収入	700,000	1,000,000	△ 300,000
	課税売上分	700,000	1,000,000	△ 300,000
	軽作業事業収入		50,000	△ 50,000
	内部取引分		50,000	△ 50,000
	障害福祉サービス等事業収入	175,386,000	178,239,200	△ 2,853,200
	自立支援給付費収入	150,960,000	153,100,000	△ 2,140,000
	介護給付費収入	123,600,000	125,000,000	△ 1,400,000
	訓練等給付費収入	25,200,000	26,000,000	△ 800,000
	計画相談支援給付費収入	2,160,000	2,100,000	60,000
	利用者負担金収入	110,000	210,000	△ 100,000
	補足給付費収入	8,640,000	8,700,000	△ 60,000
	特定障害者特別給付費収入	8,640,000	8,700,000	△ 60,000
	特定費用収入	15,430,000	15,300,000	130,000
	その他の事業収入	246,000	929,200	△ 683,200
	補助金事業収入（公費）		681,000	△ 681,000
	受託事業収入（公費）		2,200	△ 2,200
	その他の事業収入	246,000	246,000	
	受取利息配当金収入	5,600	126,000	△ 120,400
	受取利息配当金収入	5,600	126,000	△ 120,400
	その他の収入	660,000	1,020,000	△ 360,000
	受入研修費収入	10,000		10,000
	利用者等外給食費収入	500,000	550,000	△ 50,000
	雑収入	150,000	470,000	△ 320,000
事業活動収入計(1)		203,751,600	208,305,200	△ 4,553,600

単位：円

勘定科目		予 算 額	前年度予算	差引増減額
事業活動による収支	人件費支出	117,626,000	112,874,000	4,752,000
	職員給料支出	76,140,000	73,288,000	2,852,000
	職員俸給支出	56,140,000	54,288,000	1,852,000
	職員諸手当支出	20,000,000	19,000,000	1,000,000
	職員賞与支出	24,000,000	22,360,000	1,640,000
	非常勤職員給与支出	396,000	396,000	
	退職給付支出	2,090,000	1,930,000	160,000
	法定福利費支出	15,000,000	14,900,000	100,000
	事業費支出	36,730,000	37,080,000	△ 350,000
	給食費支出	16,000,000	16,000,000	
	介護用品費支出	500,000	900,000	△ 400,000
	保健衛生費支出	700,000	900,000	△ 200,000
	被服費支出	1,900,000	1,750,000	150,000
	教養娯楽費支出	1,830,000	830,000	1,000,000
	日用品費支出	250,000	250,000	
	水道光熱費支出	8,000,000	9,300,000	△ 1,300,000
	燃料費支出	3,500,000	3,500,000	
	消耗器具備品費支出	1,000,000	1,000,000	
	保険料支出	500,000	550,000	△ 50,000
	賃借料支出	1,250,000	1,100,000	150,000
	車輌費支出	1,200,000	900,000	300,000
	雑支出	100,000	100,000	
	事務費支出	21,490,000	27,691,000	△ 6,201,000
	福利厚生費支出	2,650,000	600,000	2,050,000
	職員被服費支出	50,000	50,000	
	旅費交通費支出	100,000	30,000	70,000
	研修研究費支出	300,000	60,000	240,000
	事務消耗品費支出	700,000	600,000	100,000
	印刷製本費支出	200,000	120,000	80,000
	修繕費支出	2,000,000	11,000,000	△ 9,000,000
	通信運搬費支出	500,000	480,000	20,000
	会議費支出	30,000	20,000	10,000
	業務委託費支出	12,500,000	13,000,000	△ 500,000
	手数料支出	150,000	150,000	
	租税公課支出	200,000	200,000	
	保守料支出	1,780,000	1,051,000	729,000
	諸会費支出	130,000	130,000	
	雑支出	200,000	200,000	
	就労支援事業支出	25,810,000	27,085,000	△ 1,275,000
	就労支援事業販売原価支出	25,810,000	27,085,000	△ 1,275,000
	就労支援事業支出	25,810,000	27,085,000	△ 1,275,000
	材料費支出	7,500,000	8,000,000	△ 500,000
	当期材料仕入高支出	7,500,000	8,000,000	△ 500,000
	労務費支出	5,550,000	5,600,000	△ 50,000
	利用者工賃支出	5,500,000	5,550,000	△ 50,000
	就労支援事業指導員等給与支出	50,000	50,000	
	外注加工費支出	8,000,000	7,550,000	450,000
	外部外注加工費支出	8,000,000	7,500,000	500,000
	内部外注加工費支出		50,000	△ 50,000
	経費支出	4,760,000	5,935,000	△ 1,175,000

単位：円

勘定科目			予 算 額	前年度予算	差引増減額	
事業活動による収支	支出	器具什器費支出	300,000	500,500	△ 200,500	
		消耗品費支出	30,000	30,000		
		水道光熱費支出	2,200,000	2,200,000		
		燃料費支出	150,000	200,000	△ 50,000	
		修繕費支出	100,000	100,000		
		通信運搬費支出	100,000	75,000	25,000	
		受注活動費支出	30,000	70,000	△ 40,000	
		損害保険料支出	150,000	150,000		
		租税公課支出	700,000	700,000		
		雑費支出	1,000,000	1,909,500	△ 909,500	
		その他の支出	500,000	550,000	△ 50,000	
		利用者等外給食費支出	500,000	550,000	△ 50,000	
事業活動支出計(2)			202,156,000	205,280,000	△ 3,124,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			1,595,600	3,025,200	△ 1,429,600	
施設整備等による収支	収入	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
		固定資産取得支出	600,000	3,285,770	△ 2,685,770	
	支出	車輌運搬具取得支出		2,685,770	△ 2,685,770	
		器具及び備品取得支出	600,000	600,000		
		施設整備等支出計(5)	600,000	3,285,770	△ 2,685,770	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			△ 600,000	△ 3,285,770	2,685,770	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入		12,110,000	△ 12,110,000	
		退職給付引当資産取崩収入		60,000	△ 60,000	
		移行時特別積立資産取崩収入		12,050,000	△ 12,050,000	
		その他の活動による収入	110,000	110,000		
		長期前払費用戻り収入	110,000	110,000		
	その他の活動収入計(7)		110,000	12,220,000	△ 12,110,000	
	支出	積立資産支出	14,260,000	14,360,000	△ 100,000	
		退職給付引当資産支出	1,560,000	1,560,000		
		施設整備等積立資産支出	10,000,000	10,000,000		
		設備等整備積立資産支出	2,700,000	2,800,000	△ 100,000	
		拠点区分間繰入金支出	2,600,000	2,600,000		
	その他の活動による支出			2,600,000		
	長期前払費用支出			20,960	△ 20,960	
	その他の活動支出計(8)		16,860,000	16,980,960	△ 120,960	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			△ 16,750,000	△ 4,760,960	
	△ 16,750,000			△ 4,760,960	△ 11,989,040	
予備費支出 (10)			1,000,000	888,860	111,140	
予備費支出			1,000,000	1,000,000	0	
予備費振替			0	△ 111,140	111,140	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			△ 16,754,400	△ 5,910,390	△ 10,844,010	
前期末支払資金残高(12)			25,200,292	85,551,336	△ 60,351,044	
当期末支払資金残高(11)+(12)			8,445,892	79,640,946	△ 71,195,054	

令和3年度  
岩手県身体障害者福祉協会拠点区分(公益事業)資金収支予算書

単位：円

勘定科目		予 算 額	前年度予算	差引増減額
収入	寄附金収入	50,000	50,000	
	経常経費寄附金収入	50,000	50,000	
	受託金収入	9,400,000	9,400,000	
	都道府県受託金収入	9,400,000	9,400,000	
	事業収入	1,500,000	1,500,000	
	書損じハガキ回収事業収入	950,000	950,000	
	福祉活動事業収入	550,000	550,000	
	受取利息配当金収入	150,100	150,100	
	受取利息配当金収入	150,100	150,100	
	事業活動収入計(1)	11,100,100	11,100,100	0
事業活動による収支	人件費支出	4,826,000	4,750,000	76,000
	職員給料支出	2,226,000	2,250,000	△ 24,000
	職員俸給支出	2,200,000	1,900,000	300,000
	職員諸手当支出	26,000	350,000	△ 324,000
	非常勤職員給与支出	2,600,000	2,500,000	100,000
	事業費支出	5,274,000	5,350,000	△ 76,000
	社会参加行事費支出	5,274,000	5,350,000	△ 76,000
	社会参加協会事業費支出	3,534,000	3,610,000	△ 76,000
	社会参加推進センター	550,000	570,000	△ 20,000
	障がい者110番事業	1,564,000	1,620,000	△ 56,000
	療育キャンプ	720,000	720,000	
	書損じハガキ回収事業	300,000	300,000	
	本部自主事業	400,000	400,000	
	社会参加他団体事業費支出	1,740,000	1,740,000	
	喉友会	900,000	900,000	
	オストミー協会	840,000	840,000	
	事務費支出	1,273,000	1,323,000	△ 50,000
	旅費交通費支出	90,000	90,000	
	事務消耗品費支出	205,000	205,000	
	印刷製本費支出	405,000	405,000	
	修繕費支出	50,000	100,000	△ 50,000
	通信運搬費支出	305,000	305,000	
	会議費支出	3,000	3,000	
	広報費支出	70,000	70,000	
	賃借料支出	20,000	20,000	
	租税公課支出	80,000	80,000	
	諸会費支出	10,000	10,000	
	雑支出	35,000	35,000	
	助成金支出	240,000	240,000	
	助成金支出	240,000	240,000	
	事業活動支出計(2)	11,613,000	11,663,000	△ 50,000
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 512,900	△ 562,900	50,000
施設整備等による収支	収入			
	施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出			
	施設整備等支出計(5)	0	0	0
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0

単位：円

勘定科目		予 算 額	前年度予算	差引増減額
その他の活動による収支	収入			
	その他の活動収入計(7)	0	0	0
	支出			
	事業区分間繰入金支出	300,000	300,000	
	事業区分間繰入金支出	300,000	300,000	
	その他の活動支出計(8)	300,000	300,000	0
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 300,000	△ 300,000	0
	予備費支出 (10)	150,000	150,000	0
	予備費支出	150,000	150,000	0
	予備費振替	0	0	0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△ 962,900	△ 1,012,900	50,000
前期末支払資金残高(12)		5,249,793	5,249,793	0
当期末支払資金残高(11)+(12)		4,286,893	4,236,893	50,000

令和3年度  
岩手県身体障害者福祉協会拠点区分(収益事業)資金収支予算書

単位：円

勘定科目		予 算 額	前年度予算	差引増減額
事業活動による収支	事業収入	2,400,000	2,800,000	△ 400,000
	売上高収入	2,400,000	2,800,000	△ 400,000
	自動販売機	1,100,000	1,300,000	△ 200,000
	切手類他	1,300,000	1,500,000	△ 200,000
	受取利息配当金収入	100	100	
	受取利息配当金収入	100	100	
	その他の収入	1,200,000	1,250,000	△ 50,000
	雑収入	1,200,000	1,250,000	△ 50,000
	事業活動収入計(1)	3,600,100	4,050,100	△ 450,000
	事業費支出	520,000	540,000	△ 20,000
事業活動による支支	水道光熱費支出	450,000	470,000	△ 20,000
	賃借料支出	70,000	70,000	
	事務費支出	420,000	420,000	
	事務消耗品費支出	100,000	100,000	
	印刷製本費支出	60,000	60,000	
	通信運搬費支出	30,000	30,000	
	租税公課支出	200,000	200,000	
	雑支出	30,000	30,000	
	収益事業販売原価支出	1,500,000	1,500,000	
	収益事業仕入支出	1,500,000	1,500,000	
事業活動支出計(2)		2,440,000	2,460,000	△ 20,000
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		1,160,100	1,590,100	△ 430,000
施設整備等による収支	収入			
	施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出			
その他の活動による収支	施設整備等支出計(5)	0	0	0
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0
その他の活動による収支	収入			
	その他の活動収入計(7)	0	0	0
	支出			
	事業区分間繰入金支出	1,500,000	1,500,000	
	事業区分間繰入金支出	1,500,000	1,500,000	
その他の活動支出計(8)		1,500,000	1,500,000	0
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△ 1,500,000	△ 1,500,000	0
予備費支出 (10)		100,000	100,000	0
予備費支出		100,000	100,000	0
予備費振替		0	0	0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△ 439,900	△ 9,900	△ 430,000

前期末支払資金残高(12)	1,968,841	945,177	1,023,664
当期末支払資金残高(11)+(12)	1,528,941	935,277	593,664



